

# 島根県報

号外第九〇号  
平成十四年八月三十日

(金曜日)

告示  
目次

島根県立病院使用料及び手数料条例第二条第三項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正

告示

島根県告示第七百九十号

島根県立病院使用料及び手数料条例第二条第三項の規定による使用料及び手数料の額（昭和四十八年島根県告示第二百三十五号）の一部を次のように改正し、平成十四年九月二十八日から施行する。

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

再診時特定療養費の項の次に次のように加える。

入院期間が百八十日を超えた日以後の入院料

特定患者の場合	一日につき	四百六十円
その他の場合	一日につき	六百円

ただし、選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十四年厚生労働省告示第八十八号）第四号に規定する者及び平成十四年三月三十一日以前の入院期間が通算される者を除く。

ニコチンパッチの項の次に次のように加える。

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に基づく承認を受けた医薬品のうち、薬価基

準に収載されていない医薬品

病院購入価格

平成14年8月30日

島根県報

号外第90号(2)

平成十四年八月三十日印刷

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月

金一千四百二十円(送料共)